

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和4年9月28日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送(自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。)を利用してする貨物の運送をいう。

()

問2 (事業)

国土交通大臣が指定をした地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法又は貨物自動車運送事業法に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者に対する指導を行う。

()

問3 (運送約款)

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問4（乗車又は積載の方法）

車両の運転者は、乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に乗車させ又は積載をして運転してはならない。ただし、貨物自動車で貨物を積載しているものは、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。（ ）

問5（名義の利用等の禁止）

事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業のため利用させることができる。（ ）

問6（定期点検整備）

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。（ ）

問7（許可の取消し等）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法に違反したときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命じることができる。（ ）

問8（運賃及び料金等の掲示）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。（ ）

問 9 (事業の遂行能力の審査)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力や、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力に関しては審査しないものとする。

()

問 10 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

()

問 11 (交通事故の場合の措置)

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

()

問 12 (男女同一賃金の原則)

労働基準法上の使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

()

問 13 (休日)

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも一回の日を与えなければならない。

()

問14（事故の記録）

事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を本社において1年間保存しなければならない。

()

問15（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者（補助者）の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

()

問16（乗務等の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った事業用自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

()

問17（異常気象時等における措置）

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

()

問18（自動車検査証の有効期間）

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

()

問 19 (運行管理者等の選任)

事業者は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局が認めるものについては、この限りではない。

()

問 20 (事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等が事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項としてあてはまらないものを次のア～ウの中から1つ選び、()内に記入してください。

- ア. 事故の発生日時
- イ. 事故発生当日の乗務員の体温
- ウ. 再発防止対策

()

II. 次の21～25の問題の文章の指示に従って、質問に答えてください。

問 21 (事業計画の変更の認可)

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通省令に定めるものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければならないことになっています。次のア～オの中で認可事項に該当するものを2つ選び記入してください。

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更

() ()

問 2 2 (過労運転の防止)

事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者を、次のア～エの中から2つ選び記入してください。

- ア. 日々雇い入れられる者
 - イ. 3ヶ月の期間を定めて使用される者
 - ウ. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者
 - エ. 試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- () ()

問 2 3 (運転者台帳)

事業者は、運転者ごとに一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならないことになっています。運転者台帳に記載しなければならないものについて次の中から正しいものを2つ選んでください。

- ア. 運転者の性別
 - イ. 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
 - ウ. 運転者の貯蓄額
 - エ. 運転者に対する指導の実施及び適性診断の受診状況
 - オ. 道路運送法に基づく、運行管理者資格に関する事項
- () ()

問 2 4 (事業報告書及び事業実績報告書)

事業者は貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出期限までに提出しなければならないことになっています。次の①と②の報告書の報告期間及び提出期限をア～カの中から選び記入してください。

- ① 事業報告書 ()
 - ② 事業実績報告書 ()
- ア. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内
 - イ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内
 - ウ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年5月31日まで
 - エ. 前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年5月31日まで
 - オ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを7月10日まで
 - カ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで

問25（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号）によって定められています。次の中から正しいものを2つ選び記入してください。

- ア．拘束時間は、1箇月について299時間超えないものとする事。
- イ．1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、16時間とする事。
- ウ．勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与える事。
- エ．運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする事。
- オ．連続運転時間は、5時間を超えないものとする事。

() ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和4年9月28日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 【貨物自動車運送事業法】(定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送(自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。)を利用してする貨物の運送をいう。

(第2条第7項) (○)

問2 【貨物自動車運送事業法】(事業)

国土交通大臣が指定をした地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法又は貨物自動車運送事業法に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者に対する指導を行う。

(貨物自動車運送事業法第39条) (○)

問3 【貨物自動車運送事業法】(運送約款)

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

(第10条第3項) 認可を受けたものとみなす (×)

問4 【道路交通法】(乗車又は積載の方法)

車両の運転者は、乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に乗車させ又は積載をして運転してはならない。ただし、貨物自動車で貨物を積載しているものは、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

(道路交通法第55条第1項) (○)

問5 【貨物自動車運送事業法】(名義の利用等の禁止)

事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業のため利用させることができる。

(第27条第1項) ただし書も不可 (×)

問6 【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(第48条) ×6ヶ月ごと→○3ヶ月ごと (×)

問7 【貨物自動車運送事業法】(許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法に違反したときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命じることができる。

(第33条) (○)

問8 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(第11条) (○)

問 9 【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業の遂行能力の審査）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力や、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力に関しては審査しないものとする。

（第3条の6第2号、第3号）審査するものとする（ × ）

問 10 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

（第9条）（ ○ ）

問 11 （交通事故の場合の措置）【道路交通法】

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

（第72条第1項）（ ○ ）

問 12 （男女同一賃金の原則）【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

（第4条）（ ○ ）

問 13 （休日）【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも一回の日を与えなければならない。

（第35条）（ ○ ）

問14 (事故の記録)

事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を本社において1年間保存しなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2) 当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間 (×)

問15 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者(補助者)の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

(第7条第1項) 運行上やむを得ない場合を除き、対面 (×)

問16 (乗務等の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った事業用自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(第8条第1項) 事業用自動車ごと→運転者ごと (×)

問17 (異常気象時等における措置) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(第11条) (○)

問18 (自動車検査証の有効期間) 【道路運送車両法】

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

(第61条第2項) 1年 (×)

問19 (運行管理者等の選任) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

事業者は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の運行を管理する営業所ごとに、

当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局が認めるものについては、この限りではない。

(18条第1項) (○)

問20 (事故の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等が事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項としてあてはまらないものを次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 事故の発生日時
- イ. 事故発生当日の乗務員の体温
- ウ. 再発防止対策

(第9条の2) (イ)

II. 次の21～25の問題の文章の指示に従って、質問に答えてください。

問21 (事業計画の変更の認可)

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通省令に定めるものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければならないことになっています。次のア～オの中で認可事項に該当するものを2つ選び記入してください。

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更

(貨物自動車運送事業法施行規則第5条、第6条、第7条) (ウ) (エ)

問22 (過労運転の防止)

事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者を、次のア～エの中から2つ選び記入してください。

- ア. 日々雇い入れられる者
 - イ. 3ヶ月の期間を定めて使用される者
 - ウ. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者
 - エ. 試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項) (ア) (エ)

問23 (運転者台帳)

事業者は、運転者ごとに一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならないことになっています。運転者台帳に記載しなければならないものについて次の中から正しいものを2つ選んでください。

- ア. 運転者の性別
 - イ. 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
 - ウ. 運転者の貯蓄額
 - エ. 運転者に対する指導の実施及び適性診断の受診状況
 - オ. 道路運送法に基づく、運行管理者資格に関する事項
- (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5項) (イ) (エ)

問24 (事業報告書及び事業実績報告書)

事業者は貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出期限までに提出しなければならないことになっています。次の①と②の報告書の報告期間及び提出期限をア～カの中から選び記入してください。(貨物自動車運送事業報告規則第2条)

- ① 事業報告書 (ア)
- ② 事業実績報告書 (オ)

- ア. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内
- イ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内
- ウ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年5月31日まで
- エ. 前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年5月31日まで
- オ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを7月10日まで
- カ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで

問25 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められてい

ます。次の中から正しいものを2つ選び記入してください。

ア. 拘束時間は、1箇月について299時間超えないものとする。

イ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、16時間とする。

ウ. 勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与える。

エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

オ. 連続運転時間は、5時間を超えないものとする。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条) (イ) (エ)

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R4.9	
受験者数	15	
合格者数	15	